

## 広報誌「愛媛労働」広告・記事掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、愛媛県が発行する広報誌「愛媛労働」（以下「愛媛労働」という。）に広告又は記事を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

### (広告・記事の範囲)

- 第2条 愛媛労働に広告又は記事の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、要綱第3条の規定によるほか、個人の氏名広告は掲載しないものとする。
- 2 愛媛労働に掲載できる広告の内容は、要綱第3条及び愛媛県広告事業の実施に関する表示基準（以下「表示基準」という。）の規定を満たし、かつ、愛媛労働に掲載する広告として適当であると県が認めるものとする。
- 3 愛媛労働に掲載できる記事の内容は、次の各号に掲げるいずれかに該当するものであって、愛媛労働に掲載する記事として適当であると県が認めるものとする。
- (1) 労働者の福祉に関すること
  - (2) 職業訓練に関すること
  - (3) 技能振興に関すること
  - (4) 労働相談に関すること
  - (5) 雇用対策及び就労支援に関すること
  - (6) その他労働に関する情報
  - (7) 部内イベント情報及び県政トピックに関すること

### (広告・記事掲載の優先順位)

- 第3条 広告又は記事の掲載主体は、次に掲げる優先順位による。ただし、記事は会費等が無料のものを優先する。
- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
  - (2) 県内に主たる事業所、営業所、店舗等を有する企業
  - (3) 県内在住者

### (広告・記事の規格)

第4条 広告又は記事の規格、表示場所その他の掲載に関する仕様は、別紙のとおりとする。

### (広告・記事掲載紙面の提供)

第5条 広告を掲載する紙面は、適正な価格で提供するものとする。

2 記事を掲載する紙面は、無料で提供するものとする。

(掲載希望者の選定)

第6条 愛媛労働に広告の掲載を希望する者は、愛媛県労政雇用課長が市場価格を参考にあらかじめ設定した価格にて公募し、この要領及び次項に規定する募集要項に照らして選定する。

2 前項の価格による選定に関し必要となる事項は、別途募集要項で定める。

3 愛媛労働に記事の掲載を希望する者は、愛媛県労政雇用課長に対し、その旨申し出るものとし、同課においてこの要領に照らして選定する。

(広告・記事の内容等の修正)

第7条 愛媛県は、広告若しくは記事の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反しているかあるいは違反のおそれがある、又は誤りがあると判断したときは、いつでも、掲載希望者に対して内容等の修正を求めることができる。

(掲載希望者の責務)

第8条 掲載希望者は、広告又は記事の内容等が、この要領に違反することがないようにする義務を負う。

2 掲載希望者は、広告又は記事の内容等、掲載された広告又は記事に関する一切の責任を負うものとする。

3 掲載希望者は、広告又は記事の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告又は記事の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを愛媛県に対して保証するものとする。

4 第三者から、広告又は記事に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、掲載希望者の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、広告又は記事の掲載に関し必要な事項は別紙のとおりとする。

附 則

この要領は、平成27年8月5日から施行する。